

# 第 6 回 施設・研修等分科会 議事録

内閣府官民競争入札等監理委員会事務局

第 6 回 施 設 ・ 研 修 等 分 科 会  
議 事 次 第

日 時：平成 19 年 9 月 20 日（木）10:30～12:15  
場 所：永田町合同庁舎 1 階 第 3 共用会議室

1 . 開 会

2 . 議 事

- ( 1 ) ( 独 ) 国立公文書館の業務に関するヒアリング
- ( 2 ) ( 独 ) 国民生活センターの業務に関するヒアリング

3 . 閉 会

< 出席者 >

( 委員 )

逢見委員、黒川専門委員

( 内閣府 )

内閣府大臣官房管理室 川辺英一郎室長

( 独 ) 国立公文書館 佐野美博総務課長

内閣府国民生活局消費者調整課 高田潔課長

( 独 ) 国民生活センター経理管理部経理課 西貴久雄課長

( 独 ) 国民生活センター教育研修部 千塚明課長

( 独 ) 国民生活センター商品テスト部 宗林さおり調査役

( 独 ) 国民生活センター広報交流部 加藤悦子広報室長

( 事務局 )

中藤事務局長、櫻井参事官、森山参事官

黒川専門委員 それでは、第6回「施設・研修等分科会」を始めます。

第5回の「施設・研修等分科会」において決定したとおり、独立行政法人の業務に関する市場化テストの議論については、各委員に御担当いただく府省を割り振り、ヒアリングを進めていくこととしております。

本日は、内閣府所管の独立行政法人からのヒアリングということで、逢見委員と私が担当となっておりますので、先日の決定のとおり、私が進行をさせていただくことにいたします。

本日の議題ですけれども、国立公文書館のうち、施設の管理・運營業務、広報・普及啓発業務。

2番目が、国民生活センターのうち、教育研修業務、商品テスト事業、広報交流事業に関して、それぞれからヒアリングを行う予定であります。

それでは、国立公文書館の業務に関しまして、内閣府大臣官房管理室、川辺室長より説明をお願いいたします。

内閣府からの説明は10分とし、その後30分ほど質疑を行いますので、よろしく願いいたします。

川辺室長 内閣府大臣官房管理室長の川辺でございます。よろしく願いいたします。

お手元に資料があるかと思いますが、「国立公文書館の事務・事業における官民競争入札等の実施について」というパワーポイントがございます。それをご覧ください。

一枚めくっていただきまして、1ページからでございますが、まず、国立公文書館の概要を若干、簡単に御説明させていただきます。

国立公文書館は、国家公務員型の独立行政法人で、職員数は42人でございますが、主な仕事は、基本的には各省が使い終わった公文書に移しまして、体系的に整理し、長期的に保存いたしまして、最終的には一般の皆様へ供用するという機関でございます。最近この公文書館の機能は大変注目度が高くなってまいりまして、その重要性の認識が高まっています。我が国においてもそうですし、世界的な潮流でもあると考えております。

公文書館自体は、昭和46年に総理府の附属機関として設置されまして、本館は北の丸にございますが、分館がつくばに平成10年にできております。平成13年に独立行政法人に移行いたしました。

2ページ目でございますが、もう一度説明の繰り返しになるかもしれませんが、主な活動はある意味では一つしかなくて、どういうことをやっているかということ、公文書を受け入れます。ただ、この受け入れのときにも、単に受け入れるわけではございまして、各省と話をしまして、これは歴史資料として重要だといったものは入れますし、例えば移管しないとおっしゃっているものもお話をしまして、いや、これは是非歴史資料として重要ですから入れてください、と移管をお願いしたりします。そういう意味ではかなり行政的な面がございます。単に受け入れるわけではございまして、それを体系的に整理いたしまして保存いたします。基本的には、100年とか200年といった長期間で保存するというこ

とでございます。

ただ、我々の最終的な目的は何かと言いますと、国民に対する、特に将来、現在もそうですけれども、現在及び将来の国民に対する国としての説明責任を果たすというのが我々の業務の本質でございます。

ということで、一番重要なのは利用なのでございますけれども、公文書という性質がございますので、利用制限をかけるケースもございます。現在、7割、3分の2くらいが公開となっております。3分の1くらいが100%は公開することができないものです。全体の9%がファイル自体が非公開です。外交とか防衛とか、いろいろございます。

それから、24%程度が要審査公開と申しまして、これはどういうことかということ、全部見せないわけではないけれども、例えば中に個人名が入っていると、企業名が入っていると、ここの部分は公開にはなじまない、そういったものがございます。こういったものを要審査公開と申しております。これは公文書館が一応決めておるんですけども、もし一般の方から、それはおかしいのではないかとあれば、不服申立てをしていただきまして、我々は有識者会議というのを持っております、その方々にお諮りして、一種の情報公開審査会の公文書館版と考えていただければいいんですけども、そこで判定をしていただく。

そのほか、閲覧にいらっしゃった方には職員がいろいろレファレンス、相談に乗ったりしております。その他、展示会とか、デジタルアーカイブと申してインターネット上で文書閲覧を可能にしております。ただ、今デジタル化されているのは10%以下ぐらいです。あと国際的な活動もしています。

3ページでございますが、このたび御下問ございました所有施設の管理・運営でございます。我々は本館とつくば分館を所有しておりますが、施設管理につきましては、現在、三つ大きなものをあげていますが、警備、電気機械設備の維持・管理、清掃業務については現在、もう既に業務委託をしております。業務フローというのは、要は業務委託をしているということでございます。

4ページでございます。では一体どの程度的人员が関わっているかでございますが、国立公文書館の総務課で、ほかの業務はいろいろあるんですが、特に赤で書きましたところで、課長補佐1名、係長も入るのかもしれませんが、あと係員1名が施設管理に関して対応しております。この方が契約とか実務をやっております。それから、つくば分館にもう一人係長がおりまして、1名が契約等の管理業務をやっております。それから、1名守衛がおります。これは公務員でございますが、ただ、平成21年度、再来年には廃止します。実はこの方は定年されるということで、後任は補充しないということで対応することを考えております。

5ページでございますが、では、どのような経費かということを考えてみますと、本館、つくば分館でございますが、本館は全部足しまして4,300万、つくば分館は全部足しまして2,400万でございますが、警備業務につきましては随意契約で、綜警常駐警備、つくば

分館についてはセコムジャスティックをお願いしております。電気機械設備及び清掃業務については、基本的には一般競争入札でございます。本館の電気機械整備につきましては、来年度から一般競争入札に移行することになっております。ということで、既に民間の活用が進んでおりますし、一般競争入札に基本的には移行していると考えていただきたい。

6 ページ、いわゆる市場化テストの導入についてでございます。まず警備についてでございますが、警備につきましては随意契約をしておるんですが、その理由として全部で三つ挙げさせていただきました。そもそも国立公文書館は、大日本国憲法や日本国憲法、それ以外にもかなり重要な公文書の原本を所蔵しております、警備の万全を尽くすということが最重要課題でございます。

そういうことで信頼性が高い業者をお願いすること。それから、業者が入札ごとに変りますと、内部情報を知る人が増えるというのは、セキュリティ上問題である。更に大きな問題なのは、競争入札でウェブ上で詳細な図面とかを公開するのはやはりセキュリティ上問題ではないか。そういう観点がございます、我々も経費削減については努力しているんですが、警備につきましては、ある程度実績のあるところをお願いするのが適切ではないかと考えております。

それから、清掃とか電気機械設備については、もう既に一般競争入札を実施しております。20 年度から本館の方もやりますので、我々は市場化テストの意義は全然否定するものではございませんが、予算規模に鑑みますと、その割には市場化テストの事務量が大幅増えるので、トータルで見てコストが増加するのではないかと。つまり、もう既に我々は一般競争入札をやっておりますので、正直申し上げて、どのくらい事務量が増えるのかというのはまだつかみかねておるんですが、先行事例を見ますと、かなり詳細な仕様書とか要領などをおつくりになっているので、かなり事務量が増大するのではないかと。

実は、公文書館はこれから 42 名から 39 名に定員を削減しなければなりません。こういった 3 名削減という中で、多分この事業をやるためには最低 1 名は必要ではないかと思っております、たった 1 名とおっしゃるかもしれませんが、42 名が 39 名になる中で、そういった事務を増やすのは大変な負担になるということを御理解いただきたい。そういうことで、官民競争入札を実施することはなかなか難しいのではないかと。むしろコスト増になってしまうと考えております。

7 ページでございますが、「閲覧を含む」と事務局の方からあったので、閲覧についてちょっと御説明させていただきます。閲覧は、先ほど申し上げましたように、ここにいろいろ書いてありますが、24%が要審査といって、かなりチェックをしなければいけないということです。それから、例えば外部からの貸出しとかについてもやはり審査をしなければならない。外部の貸出しというのは、ほかでこういった公文書を借りたいというのがあるんですが、そういったものに対しても、そういう団体はいいか、大丈夫かということ審査しなければなりません。つくば分館でも勿論そういうことをやっています。

もう一つ、出納業務とございまして、書庫に入らなければいけません。書庫は基本的には非公開情報をかなり含んでおりまして、勿論公開、非公開が分けられているわけではなくて、単位ごとに、テーマごとに入っておりますので、公開情報の横には非公開情報があるわけです。そういうところに立ち入るのは基本的に公務員になければならない、そういうふうにご考えております。

8ページでございますが、どういうふうに見ているかということ、閲覧業務だけを行っている人間はおりませんで、見ていただくとわかりますが、基本的にほかの業務をやりながら閲覧の窓口対応も順繰りに対応しております。

9ページでございます。さっき言った要審査公開の、審査をする方は全部で11名おりますが、その方が、これこれを見せていただけますかと言うと、そのたびごとに文書をチェックいたしまして、ここはだめとか、ここまではいいとかいうことを審査しております。

10ページでございますが、どのくらいやっているかということ、公文書、古書・古文書とございますが、全部で大体7万件やっています。例えば真ん中の要審査の文書を見ていただきますが、年々増えておりまして、去年は大体3,000件、これはどこまで見られますかということ審査しています。レファレンスでは、必ずしも皆さん具体的な資料名がわかりませんので、こんな資料ございますかという御相談が大体1,300~1,400件というところがございます。下に公開状況を書いてございますが、かなり100%公開できる情報もあることがわかります。

11ページでございますが、そういったこととございまして、特に要審査公開とか、不服申立てにつきましては、これは政治的中立性と守秘義務が課された国家公務員であることが不可欠でございますので、こういったものを市場化テストにかけることはなかなか難しいのではないかと。

要審査公開は、右側に写真がございまして、こんなようなイメージでございます。墨消しをすとか、袋がけをする。ここでは見えませんが、名前とかですと、AとかBとか振ります。つまり、名前はわからないけれども、意味はわかるように、この人はAとかBとか振る。かなり細かな文脈が理解できるマスキングをしております。

12ページでございます。閲覧業務はいろいろあるんですが、一つ重要なことは、書庫に立ち入る場合もございまして、その場合も、重要な原本の所在情報とかがわかってしまいますし、非公開文書に接触する機会が大変大きいので、やはり公文書館職員が行うことが必要でございます。ただ、あえて出納窓口業務だけどこかに委託することも論理的には考えられますが、実際は職員がほかの業務を担当しながらやっておりますので、それだけ民間委託するというのはかなりコスト増につながってしまうのではないかと考えております。あと貸出しとかレファレンスについても、基本的には審査を行い、それからお答えするわけですが、そういった場合には政治的中立性が必要と考えておりますので、公務員がやる必要があるのではないかと考えております。

13ページでございます。ちょっと早足になって申し訳ありませんが、広報・普及啓発業

務でございます。基本的には各課がそれぞれの事業に応じて広報を企画しまして、総務課の専門官という方、もう一枚めくっていただいて、14ページでございますが、この広報関連業務とホームページ管理業務をやっている専門官が戦略的にまとめているということでございます。

15ページでございます。広報・普及業務はどんなものがございませうかという、100万円以上では大体こんな感じでやっております。多いのは、展示会をやっているときのポスターの作成をお願いする、こういった場合は企画競争をお願いいたします。ポスターですので、デザインとかいうものを重要視しますので、企画競争を考えております。あとはインターネットの広告とかがあります。

16ページでございます。まず一つ御理解いただきたいのは、国立公文書館はそもそも広報・普及啓発業務を主業務としておりません。どういうことかという、我々公文書館というのは、将来及び現在の国民に対する説明責任を果たすというのが我々の本質的な業務でございます。業務をやっていくうちに、それに付随して、必要に応じて広報・普及活動をやっているということでございます。広報業務は、先ほど申し上げましたように、個別に合わせて契約形態を選択しています。例えばデザインを重視すれば企画競争し、価格を重視すれば一般競争入札、特段の事情がある場合には随意契約をしております。

なお、事業の進行、進展に応じて実施することが多いものでございますので、年度当初に一括して発注するというのはなかなか難しいのではないかと考えております。

それから、前の表で見ていただきましたが、比較的金額が大きいものについては、もう既に一般競争入札か企画競争をやって民間にほとんど委託しています。そもそも国立公文書館自体が広報する機能を自分では持っておりませんので、ほとんど民間委託しております。今回これとは別に行政減量・効率化会議で随意契約を見直す計画をつくるということになっておりますので、今まで随契、企画競争でやっていた業務については、一般競争入札、特に総合評価方式に移ることにしておりますので、先ほどと同じことになってしまうんですが、基本的には一般競争入札に移ることを考えておりますので、少数の人間が更に官民競争入札をさせることは、事務量が相当増えるので、コストを増加させる恐れがあるのではないかと。

私どもは市場化テスト自体を否定しているわけではないんですけれども、いずれにしろ大変なというのは言い方が悪いかもしれませんが、仕様書作成とか、こちらにお諮りすることとか、事後評価、相当な事務量が考えられまして、42名から39名に減るという状況の中で、他業務への影響がかなり大きいのではないかと考えておりますので、広報業務について官民競争を実施するのはなかなか難しいのではないかと考えております。

以上、ちょっと早足でございますが、御説明させていただきました。

黒川専門委員 ありがとうございます。それでは、ただいま御説明のありました事項について質疑を行います。時間の制約もありますことから、内閣府からの回答も含めて11時15分ぐらいまでとさせていただきます。それでは、どうぞ、逢見先生。

達見委員 二つ論点があって、一つは施設の管理・運営、閲覧業務を含むところと、それから広報・普及業務と二つあると思いますが、まず施設の管理・運営について、警備について、5ページのところで綜警常駐警備に随意契約で委託している。6ページの資料を見ると、信頼性の高い、警備の長い実績があり、信頼と各種ノウハウを有するところに随意契約でやっている。それは、競争入札をやるとリスクが高まると言っているんですけども、では今契約している業者がなぜ信頼性が高いと判断してやってきているのか。公共サービス改革法に基づく官民競争入札というのは、かなり客観的な基準を設けて、私は随契でやるよりはるかにリスクは低いと思っているんですけども、それをなぜ官民競争入札等はリスクが高いと考えているのか、これでは全然説明がないので、そこを説明してほしいということが1点。

それから、清掃業務については、先ほどの資料5ページでいくと、年度途中で切り替えたんですか。なぜそうなったのかよくわからないけれども、そういうことを突然やっておきながら、一方で、一般競争入札でちゃんとやっていますと説明をされているんですけども、ここが全然よくわからない。

官民競争入札すると事務量が增大するためコストが増加すると言っていますが、この委員会で一般的に管理業務について市場化テストにかけるということは、既にもう平成19年にやっているところもあるし、現在実施要項を審議しているところもあるんですが、そういうところで事務量の増大、コストの増加ということを書いてきたのは初めてですよ。それは確かに職員が少ないかもしれないけれども、そんなによそに比べて事務量が増大し、コストが増加するということを使うのはなぜなのか、これもよくわからない。その辺についてちょっと説明してください。

黒川専門委員 では、お願いします。

川辺室長 3点あったかと思いますが、まず1点は、警備をどうして選んだということだったと思いますが、実は当初は公務員によって警備をしておりました。平成12年だったと思いますがけれども、公務員を削減するというので、そのときに選んだんですけども、警備には、人的警備と機械警備がございまして、こちらに相当長く、その前に機械警備の実績があったので、ここをお願いをしたという経緯がございまして。

リスクが高いというのは、基準を決めて、きちっとした業者さんを選べば勿論それは大丈夫なんでしょうけれども、もう一つ重要なことは、契約ごとに業者が変わっていくということは、いろいろな内部情報を持っている方が外に増えるということ自体が問題ということと、もう一つ、ここはどこまで内部情報を開示して仕様書をつくるかということになると思うんですが、もし本当に競争入札できちっとやるならば、施設の図面等とか、かなり詳細なものをウェブ上で載せてやるべきではないかと私どもは考えており、それはセキュリティ上、我々としては大変問題ではないかと考えております。

それから、もう一点、戻りまして清掃業務なんですけれども、実はこれはお恥ずかしい話なんですけど、一般競争入札で、ここが債務不履行になってしまいました。簡単に言うと



倒産してしまいました。ある日突然清掃の方がいらっしゃらなくなってしまいました、どうしてかと聞きましたら、ここが破産してしまったということで、そこまで調査が足りなかったのかどうかと言われるとなかなか厳しいんですが、実際に一般競争入札しましたら、途中で債務不履行になってしまった。ただ、清掃をぱっととめるわけにいなかったんで、たしか2番目に安かったということだと思いますが、多分何らかの理由でここに緊急をお願いをしたということでございます。ですので、ここは端的に申しますと、印に「契約解除による緊急随契」とありますが、要は相手先が倒産してしまったということで、そうさせていただきます。今年も当然一般競争入札でやっております。これはかなり特殊事情でございます。

それから、もう一点、先ほど事務量のことを言ってきたことがないというのは、何度も繰り返しになって申し訳ないんですが、我々は42名で39名に減るところでございまして、ほかの独法などを見る限り、皆さん1,000人とか、200人、300人の単位でございまして。そういったところで1名とか2名を出すのと、42名から更に3名減るところで1名出すというのはかなり厳しさが違うんです。こういう言い方であれなんですけども、基本的にそもそもの母体がどのくらい大きいか小さいかによりかかわらず事務量というのは発生すると私は思っております。小さくなれば小さくなるほど、きつさがどんどん増すと考えておりますので、40名程度ですので、1人出すのは正直言って大変厳しい。ほかの業務を、みんながいろいろな業務を、それぞれ1人が1個抱えているわけではなくて、いろいろな業務を分担している中で、しかも3名削らなければいけないところで1名を出すということは、情けないことですけども、少なくとも国立公文書館にとっては大変厳しいことです。

逢見委員 コストの増加というのは、人が余計にかかるということですか。

川辺室長 はい。

黒川専門委員 余計にかかるというのは、残業が増えるとかということですか。そのために人を雇う。

川辺室長 雇うのか、どこかを犠牲にするか。

逢見委員 だれかを新たに付けなければいけないということですか。そんなことをやっているのは、ほかはないですよ。

川辺室長 それはそうです。おっしゃるとおり、もし母体が非常に大きければ私は可能だと思いますけれども、かつかつでやっている。

黒川専門委員 一応お受けしました。

次に、時間もそんなにありませんので、実際に閲覧業務、10ページの数値、こんなにたくさんあるということなんですけれども、稼働日数は大体二百数十日ですか。そうすると、1日で割ると、平均どのくらいになるんですか。複写件数、これは1,000件ではないですね。2,974を例えば250で割ると、1日当たり10数件。それから要審査文書の審査冊数、これも10数冊。レファレンス件数は6件。例えば閲覧人数、2,682人と2,750人、5,000

人で、1日、朝から晩までで延べで20人ぐらい。このぐらいですね。

川辺室長 はい。

黒川専門委員 ここに何人ぐらいいらっしゃったんですか。閲覧の方が、今どういうような仕事をされておりますか。

佐野課長 先ほど申し上げましたとおりで、専任の職員はおりません。

黒川専門委員 あそこはみんなパートの方ですか。

佐野課長 原則職員なんです。当番制でやっておりまして、ほかにパートの職員等もおります。

黒川専門委員 パートの方は何人ぐらいいるんですか。

佐野課長 今手元に資料がございませんので、申し訳ありません。

黒川専門委員 わかりました。そうすると、そこにもうパートの方が入っているとすると、重要な書庫まで取りに行きますね。あそこはだれが行っていますか。

佐野課長 原則職員です。

黒川専門委員 原則ということは、たまにパートの方も入るんですか。

佐野課長 入ります。

黒川専門委員 入るんですか。

佐野課長 パートと言いましても当然非常勤の国家公務員ですので、そこは職員と同じ国家公務員でございます。

黒川専門委員 パートが非常勤の国家公務員。

佐野課長 はい。

黒川専門委員 そうすると、先ほどのセキュリティの問題は、もし仮にさっき逢見先生もおっしゃったように、我々のスキームの方が、少なくとも今やられているものと同等級以上の身分保証というんでしょうか、建前上かもしれませんが、維持されている、そういう人たちに頼むということなんですけれども、それでも危ないですか。原本のある書庫に取りに行くというのがまだ危ない。

佐野課長 先ほど説明ありましたように、はい。

黒川専門委員 私の印象、私、実は2～3年前に政独委の方で訪問させていただいて、理事長にもお話しさせていただいたことがあるんですけども、そのときに現場も見せていただきました。本当に嚴重的な、あそこに火をつけられてしまったら大変だなとか思いますよ。思いますので、あれは絶対、原則ではなくて必ず公務員だと思っていたんですよ、先ほどまで。だけど、既にパートの方が、非常勤だと言っても入っているということであれば、ちょっと私もびっくりしたんです。ですから、このセキュリティ上の問題ということが果たしてそちらの言うことについて、すぐには私は、現状、全員が公務員であったならば、私は見せていただきましたけれども、天皇陛下直筆の終戦のときですね、それが保管されている、同じような場所に今も民間が入れるということであれば、パート、みなし公務員かもしれませんが、びっくりしました。

あと、清掃の方々が入りますね。あそこだって清掃しなくてはいけない。そのときにはどのような形で入られますか。

佐野課長 清掃に関しては、いわゆる事務室とかフロアが中心でして、書庫は入っておりません。

黒川専門委員 書庫はどなたが清掃するんですか。

佐野課長 職員等がやっております。

黒川専門委員 また原則職員ですか。

佐野課長 はい。

黒川専門委員 原則職員と、みなし公務員のパートの方ということですね。

佐野課長 公務員です。

黒川専門委員 なるほど。そうですか。わかりました。今日はヒアリングということなので中身も知りたいんですが、広報事業について。

逢見委員 広報に行く前に、1点質問させていただきます。セキュリティというときに、書庫への立ち入りのときは、例えばIDカードとか何かで入れないとか、そういうふうになっていますか。

佐野課長 はい、そうになっています。

逢見委員 非常勤職員の人も一応入れるようになっているわけですか。

佐野課長 はい。

川辺室長 例えば私は入れません。私も見に行ったんですが、私も職員の人がいないと入れません。国家公務員だからといって入れるわけではありません。

黒川専門委員 なるほどね。それはそうですね。

川辺室長 私も行った時には、私一人では入ることはできません。所管官庁の私であってもそうです。

黒川専門委員 それはそうですね。理事長が入れるかどうかわかりません。登録されていなければ。

佐野課長 ちょっと追加させていただきます。ちょっと言葉が足りなかったかもしれませんが、書庫も御案内のとおり貴重書庫と一般書庫がございますけれども、貴重書庫は職員だけでございます。御署名原本とか、そういう部分ですね。それから、一般書庫と呼ばれるものに、職員がどうしても足りない場合は非常勤の職員、国家公務員が入るという区分けはしております。

黒川専門委員 わかりました。いいですか、逢見先生。

逢見委員 はい。

黒川専門委員 広報なんですけれども、ここ、今日はびっくりしてしまっただけけれども、16ページ、この文章が、四つの理由のポツは並列なのかな。まず付随業務だと。1つ目の、付随業務だから、「以上から」というのは、四つの理由でできないということですが、一つひとつ並列の理由だとすると、付随業務だから市場化テストが可能な

いということですか。四つの理由はみんな一貫しているんですかね。

川辺室長 いや、1番目は、広報・普及啓発業務と事務局からあったときに、その趣旨がちょっとよくわからなかったの、そもそも我々は広報業務はメインにしていませんということを言いたかったということでございます。つまり、我々は広報とか普及啓発業務をメインにしている団体ではございませんということを言いたかった。それはある種自明のことかもしれません。

黒川専門委員 これは理由にはならないんですか。だから「実施することは適切ではない」には結びつかないんですか。結びつきがわからないんです。

川辺室長 ですので、当然のことながら、年度途中の事業の進展に応じて必然的に、つまり業務が進展していくうちに、それに伴って広報業務が行われる、そういうことでございます。

黒川専門委員 広報業務が付随業務で、重要な業務ではないと。重要、非重要ではないんですね。付随というのはどういう意味でおっしゃったんですか。

川辺室長 これは、事業の進展に応じて実施するという意味で申し上げます。

黒川専門委員 必要性という点では。

川辺室長 それは必要ですよ。だから、付随業務は必要ではないということではないんです。

黒川専門委員 必要に応じてというのと、必要に応じて行われる、「必要に応じて」と書いてありますね。この文章は、必要性が起こったときに応じると読めるんですけども、どういう意味ですか。

川辺室長 例えば、ある業務としては広報は必要ないわけですね。ある業務が進展していくと、この業務については広報が必要ない場合がございます。それから、ある業務については当然必要が生じます。つまり、我々は国立公文書館全体として普及啓発業務をやっているわけではなくて、例えば展示会をやるなら、そのときにそれに付随して、その事業の進展に応じて広報をやっております。インターネットなどもそうです。

黒川専門委員 しかし、国立公文書館の役割として、こういうような公文書があって、それを広く国民に利用してもらおうというか、知ってもらおうということはメインの目的の一つですね。

川辺室長 はい。

黒川専門委員 だから、今おっしゃった、この文章は単なるあれですか、まずは文書を保管してなければそういうことはできないからという、その程度の意味ですか、この付随というのは。要するにメインの目的の一つでもありますね。あるいは逆に言えば、将来に、歴史的に、自分たちの子供たち、孫たちの代に貴重なものを残す、日本の歴史の重要なものを、歴史の一部であるかもしれない。それもそうです。それから、将来の人たちにも見てもらおう、現在の人たちにもそういうものがあるということを知ってもらおう。中身、日本の政府がどういうふうにいるのかを知ってもらおう。そういうことがあって、それが

あって保存ですね。現在及び我々の子供たち、孫たちが知るための保存ですね、逆に言えば。何のため、ただ保存しているだけでいいというわけではないですよ。

川辺室長 違います。まさに利用です。

黒川専門委員 だから、おっしゃっている付随ではなくて、むしろ広報というか、みんなが見る、国民が共有し見る、それは我々が生きているだけではなくて、将来の人たちも見るために保存というように言いかえることもできる。

川辺室長 我々はまさに見ていただくことこそが、利用することこそが我々の主要な目的です。

黒川専門委員 そうですね。

川辺室長 ですから、「保存・利用業務に付随して」と書いてあるんです。

黒川専門委員 ちょっとよくわからない。難しいな。「必要に応じて」と、私がびっくりしたのはそういう意味です。私の意図はわかっていただけましたか。そこで、認識の違いなんですけれども、もし仮にそちらが私の認識と違っていて、本当に付随で、必要に応じてということであれば、14ページを見ていただくと、さっきから人数が足りない足りないとおっしゃっていて、それでは何人この業務に人数がいるのか。何人いますか。

川辺室長 広報については、専門家は1名でございます。

黒川専門委員 広報1名。そうすると、総務課長、課長、広報は1名だけでやっている、14ページに書かれているこの人たちは何ですか。業務実施体制、広報・普及啓発。

川辺室長 申し訳ありません、13ページをちょっとご覧いただくといいんですけれども、広報は、それぞれの事業にございますので、それぞれの課が企画をいたしまして、それを総務課が、その業務を取りまとめているということです。つまり、例えば展示会をやっているなら、展示会の人がこういった業務が必要だと言って専門官と相談してやるということでございますし、例えばインターネットのページをこうやるべきだと言ったら、この人が総務課の専門官と相談してやっていく、そういうことでございますので、ある意味ではやっている人自体がそれぞれ広報に関係しているわけです。

黒川専門委員 それぞれがみんな広報に関係すると。

川辺室長 ええ。だから、そのときにだれだとは言えないんですね。だから、ここの書き方はちょっと誤解を招いてしまったかもしれませんが、13ページを見ていただくと、ある意味では全員なんですけれども、その事業に応じて、その業務の必要に応じて広報等の企画をいたしまして、それをただばらばらにやるのではやはり問題なので、総務課の専門官の方が戦略を考えつつ調整をすると、そういうふうになっております。

黒川専門委員 そこで、ちょっとお願いなんですけれども、私も数年前に理事長さんとお会いしたときに確認し合ったんですけれども、ちょっと公文書館は地味である、だからもうちょっと公文書館が何をやっているかということ、しかも国民にむしろ受け身ではなくて積極的に、こういうものも保存しているから見にいらいっしやい、要するにミニ博物館みたいな、あそこは場所もいいですし、美術館から流れがありますしね。ですから、そう

いう点で少し力を入れたいということをおっしゃったように私の記憶にはあるんです。私もそれはいいことだろうと思うんですね。さっきも言ったように、目的自体、保存する目的は、実は国民が見る、知るということですね。そのために、ある意図を持ってにせよ、企画をして積極的に広報するというのはとても大切なことです。

そこで、私は思うんですけれども、そうは言っても、今日の文章にあるように、皆さんが少しずつ知恵を出し合って、一人の方をそのためにというのはよくわかりますけれども、この辺で、アイデアもだんだん枯渇してきたでしょうから、広報活動を、民間の知恵というんでしょうか、企画から一括して任せてみるということをお考えになりませんか。今までも努力されたと思うんですよ。数年前、理事長はそうおっしゃっていました。努力してきたと思うんですけれども、この辺でひとつ民間のアイデアで全部一括してみてもうまくいくかどうか。そういう意味で、ここの部分、包括的にお考えいただけないかなと、これはお願いします。

それから、初めの方のところ、逢見委員もおっしゃっていたように、コストが増えるかどうか、びっくりですけれども、業務が増えることは、それは否定はしません。計算しなくてはいけない。でも、その業務が増えるんだけれども、職員の方々の意識として、自分たちがやっている仕事は一体幾らぐらい実はコストがかかっているのかということ把握するということは、民間では昔から当然のことだったんです。いいものだけつくればいいというものではなくて、自分たちがやっていること自体がどのぐらいコストがかかっているんだ、そういうことを把握する意味でも、何も官民競争入札でやったからといって、そちらの業務が全部民間になると限っているわけではないんですから、コストを把握するという点でも考えていただきたいなと思います。

特に私がびっくりしたのは、先ほどの御説明でセキュリティ上の問題は私もそう思いますので、それはちょっとこれから御相談ということかもしれません。ともかく、とりあえずはコストがどのぐらいかかっているかということ把握するという点で、ちょっと努力をしていただけないかと、それはお願いします。

時間になったんですけれども、逢見委員、何か追加があればどうぞ。

逢見委員 16 ページで、黒川先生が1番目のところの「付随」で大分引っかかっていますが、私は2番目以下も引っかかっているところがいろいろあって、で言うと、年度当初に広報事業の内容がすべて確定しているわけではないと。だけど、15ページにあるように予算を取っているわけでしょう。そういう行き当たりばったりみたいなやり方で広報事業をやっているのかということが非常に疑問だということと、で、これらの業務の予算規模に鑑みると、官民競争入札はコスト増加になる。規模が小さいからということをお願いいんでしょうけれども、15ページを見ると、例えば平成19年春の企画でも1,369万9,000円、その下も1,295万円、これらを合わせると結構な金額になっているではないか。一つひとつ見ると小さいかもしれないけれども、全体としての広報・普及業務にはそれなりの予算を使っていると思うので、予算が小さいからなじまないということはちょっと理

解できない。

それから、最後の部分で、詳細な仕様書の作成や監理委員会への諮問、進捗状況公表、確かに事務作業量が増えるかもしれないけれども、しかし、ちゃんと仕様書をつくるとか、あるいは進捗状況についてどう公表するとか、事後評価でどうだったかということは、これは今や国民に対する説明責任として求められているんですよ。そういうことをやりたくないということを理由にして官民競争入札等はだめだというのは、これは独法としての透明性、あるいは説明責任という意味では非常に後ろ向きの姿勢と考えざるを得ないと思います。

以上です。

黒川専門委員 ほかにもいろいろと御意見などがあるかもしれませんが、予定の時間となりました。国立公文書館の業務については、本日の議論を踏まえ、官民競争入札等の導入について前向きに御検討いただきたいと思います。本日はどうもありがとうございます。

(独立行政法人国立公文書館関係者退室)

(独立行政法人国民生活センター関係者入室)

黒川専門委員 お待たせしてどうも済みませんでした。それでは、国民生活センターの業務に関しまして、内閣府国民生活局、高田消費者調整課長より御説明をお願いいたします。

まず、教育研修業務について議論したいと思いますので、この件について15分以内で説明をお願いいたします。

高田課長 消費者調整課長の高田でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、国民生活センターの教育研修ということでございますので、まず1ページの総括的なところでございますが、計画案の再検討といいますと、それは項目に沿ってこういう表現になっておりますが、まず宿泊施設の管理・運營業務については、市場化テストにより施設の有効利用、稼働率の向上を図ることを検討したい。

それから、研修業務において、「全国消費者フォーラム」、「消費者問題 企業トップセミナー」等の実施について、市場化テストの検討対象とすると書いておりますが、検討したいということでございます。

「一方」以下は別の業務でございますので、これは後ほどということで、2ページは提案しない方ですから飛ばさせていただきます、3ページでございます。

まず、全体像でございますが、真ん中辺に予算額等というのがございますが、独立行政法人になりまして、予算の段階では部別になっておりませんので、部別は決算という形で紹介させていただいております。教育研修部、決算支出でございますが、6,100万円でございます。それに対して収入が4,200万円。これはいわゆる宿泊費を自己負担いただいているようなものでございます。あと、職員数が教育研修は9人となっております。ただ、教育研修施設という単体になっているわけではなくて、研修施設棟の中には総務経営の部

課とか役員の部屋とかもございますので、その他の部の職員も当然関与することがあるということでございます。

めくっていただきまして4ページでございますが、教育研修部は、開催講座数ということで、平成18年度実績でございますが、55講座、うち22講座は相模原事務所にて開催、研修参加者総数は9,945人となっております。では、残りはどうなっているのかということ、これは地方開催でございますが、全国の方に東京に来ていただくということも大変ですので、地方でもある程度開催すべしということになっておりますので、地方開催もあるということでございます。

5ページでございますが、施設の方はわかりいただけと思いますが、今回研修の方で対象としている検討しているところの業務を二つ紹介しております。

「全国消費者フォーラム」、消費者、地方公共団体の職員、消費者団体の職員、事業者ということでございます。特徴としましては、自治体のいわゆる公務員だけではなくて、一般の方も含めたフォーラムになっている。ですから、自治体の職員の方も、その方の業務の特別な目的という意味ではなくて、広く一般の方も聞くような内容を聞くということでございます。

次のでございますが、「消費者問題 企業トップセミナー」ということで、やはり消費者問題は企業にまず積極的に対応していただく、あるいは事故を起こさないようにしていただくということが非常に大事でございますので、国民生活センターとして、企業の消費者対応部門の幹部を対象としたセミナーをやっているということでございます。今回これらにつきまして市場化テストができるのではないかとということで検討しております。

その次でございますが、5ページの下のところからでございますが、研修はこれだけではないのではないかとするのは当然あると思います。当然そうございまして、地方自治体の苦情相談処理に当たっている相談員や、地方公共団体の職員に対して研修を行っているところでございます。地方自治体で、全国で約500か所を超える消費生活センターがあって、そちらの現場の方々が、職員の方だとか非常勤の相談員の方々が消費者からの苦情相談を、平成18年度で約110万件ございますが、それに対応していただいている。彼らがそれに対応できるような能力を身につけていただくというのは、国民生活センターが研修をすることになっております。

次の6ページにかけまして、これは決まった内容だけを教えればよいというものではなくて、具体的な消費生活相談、今どのようなものが問題になっているかということを考慮した内容にしなければいけないということで、3行目に「PIO-NET」と書いてあります。私どもは「パイオネット」と呼んでおりますが、日本語では「全国消費生活情報ネットワークシステム」、英語で「Practical Living Information On Line Network」、「パイオネット」と覚えていただければいいかと思えます。

これはどういうものかといいますと、全国消費生活センターに寄せられた苦情相談情報をオンラインで国民生活センターのホストコンピューターに蓄積しまして、それを分析し



て、その結果をまた地方の消費生活センターが相談業務のために役立てることもございますし、国民生活センター自身が分析して、関係省庁、企業、消費者団体、あるいはマスコミに対して情報提供して、それぞれの対応を求める場合、あるいは特に関係省庁が多いんですが、役所側からリクエストがあって、いろいろな法改正ですとかあるいは法の執行に関して使っているという情報でございます。

ということは、この情報は生の情報で、非常にセンシティブでございまして、今までは国民生活センターの端末と地方のセンターの端末だけだったんですが、関係省庁からは要望に応じて提供するという形をとっていたんですが、とてもそれでは手が回らないということと、関係省庁も含めたネットワーク、政府全体のネットワークを構築すべきではないかという議論がいろいろございまして、今年度中を目途に関係省庁さんにも端末を置くことになっております。

そうしますと、どういう扱いになりますかと、後でそういう議論が起こるかなと思って先に申し上げますが、役人といえども、だれでも見られるものではない。関係省庁においても、この業務のこの人が使うということで、その人にだけパスワードを当てる、そういうデータベースでございまして。かつ事業者にとってセンシティブでございまして、実はこの同じ建物だと思いますが、情報公開審査会でも御議論いただいたことがございまして、その時に国民生活センターは開示するのをやむなしと判断していましたが、当該事業者から、それは困るという御意見があって、普通、情報公開審査会というのは官が出さないのを出せというのが通常だと思うんですが、官が出そうとするのを、それは出してはいけないという答申をいただいたという、恐らく珍しい、私もこの世界詳しくないんですが、そういうような内容、そういう情報を基に行う業務でございまして、結論から申しますと、ここの部分については、勿論こちらの法律で守秘義務がかかるというのは十分承知しておりますが、単に役人と同じで守秘義務がかかるから民間でできますというものではない。

これはまた後のところで議論になります国民生活センターのほかの業務全体について、このパイオネットのセンシティブさは重要でございまして。これは信頼の基に成り立っております。地方自治体もこれを入力する義務はない。提供する義務はない。国民生活センター、あるいは内閣府と地方自治体は上下関係ございませぬし、法的な命令権限はございませぬので、ある意味で信頼関係で入力されている情報であるということでございます。済みません、パイオネットの話が長くなりました。

あと、具体的な事業につきましては13ページ以降に書いてございます。これはフローを見ていただければと思います。「別紙3」の13ページのところは、これは一般的な相談員に対する研修の流れでございまして、こちらの方は今回検討は難しいのではないかと考えております。

それから、14ページ、15ページのカラーの部分は、実務に関するところについて、多分、市場化テストをして民間の方にやっていただくことは可能ではないかと考えております。

次は21ページです。現在どういう状況になっているかということでございますが、これ

の色は特に意味ないですね。研修業務について、その一部、実務的なところについて、既に随意契約で、昨年度は全国消費生活専門相談員協会さんをお願いしました。

それから、宿泊のところでございますが、当然今でもそんなのを全部国センの職員がやっているはずはないだろうと、勿論そのとおりでございますして、既にここに書いてあるような業務については、委託内容と書いているところについては一般競争入札で日本ビルメイトさんをお願いしているところでございます。

ただ、この左の相談員協会随意契約ということで、研修の当日の会場のお手伝い、主に地方が多いんですけども、お願いしているんですが、これは実は昨年度の話でございますして、今年度は基本的には一緒に開催する自治体さんをお願いして、ただでお願いするということで、お金は特に出していません。そういう形で自治体さんにも御協力いただいて経費を節減するというところでございますので、この部分は恐らく今年度はほとんどないというふうに見ていただければと思います。

以上がフローでございますが、ほかのところもすべてそうなんですが、今回五つの有識者会議が独立行政法人整理合理化計画の御検討をいただくということで、既にそのうち四つの会議からヒアリングを受ける、ないしはヒアリングの前段階としてペーパーをたくさんいただいておりまして、最後の一つに呼ばれるのは多分時間の問題だと思っているんですが、いろいろな御意見をいただいております、ある意味では矛盾をしているというか、はっきり言います、今回私どもが市場化テストの対象として検討しますというふうに出しているところは、ほかのところから、それは廃止だという御意見をいただいております。どうすればいいんでしょうか。あるいはほかのところも含めて廃止だ廃止だ、縮小だと言われておりまして、私どもは基本的に応じる気はないんですが、その辺はしっかり整理してからでないと、今回研修で、ここからこの辺ということで、いや、もっとこの辺までできるのではないかと御議論は当然あるし、そこは私どもとしてもいろいろ検討したいとは思いますが、そもそもこれは廃止、いや、廃止する気はないと思って、私も毎日たたかかれながら、昨日も多分この部屋、同じ部屋ではないかなと思うんですが、毎日のようにやっておりますが、廃止になってしまったら。

森山参事官　そこは事務局としては連絡をとっておりますので、そこは年末に向けて調整させていただきます。

高田課長　要は、今回できないと言っているところは勿論のこと、市場化テストの検討をしますと言っているところそのものが廃止という御意見を別のところでいただいておりますということでございます。

黒川専門委員　ありがとうございました。それでは、11時50分ぐらいをめぐりに、ほかの業務もございまして、これについてはあと10数分質疑応答させていただきたいと思っておりますけれども、逢見先生、いかがでしょうか。

逢見委員　ここでは廃止云々はとりあえず置いておいて、提案で市場化テストをやりますという部分と、やりませんという答えとあって、それぞれについて論点があると思うん

ですけれども、やりますという部分の宿泊施設ですが、21 ページを見ると、現在も民間委託しているんですけれども、これは相模原事務所の総合管理業務の一環としてということで宿泊棟だけやっているんですけれども、管理研修棟、商品テスト棟は自前で全部、清掃も警備もやっているということですか。

独立行政法人国民生活センター西経理課長 すべて1業者に任せています。

逢見委員 だって、注として、「宿泊施設の管理については」と言っているでしょう。

独立行政法人国民生活センター西経理課長 この質問では、宿泊施設が俎上に上がっておりますので、宿泊施設についてはという回答をさせていただいております。

高田課長 括弧内に全部書いてあるところから、三つが全部丸ごとお願いしている。

逢見委員 今は宿泊施設だけではなくて、すべてやっているということですか。今回、市場化テストで宿泊施設だけ抜き出すということですか。

高田課長 そこはちょっとまた検討したいと思います。別に分けられるかというような。

独立行政法人国民生活センター西経理課長 どちらの方が合理性があるのかというのは検討していかなければいけないかと思います。

高田課長 かえてコストが高くなるということもあり得るものですから。

逢見委員 では、必ずしも宿泊だけ抜き出して市場化テストをやるという回答でもないんですか。

独立行政法人国民生活センター西経理課長 明確にそれだけをやるということではないです。ただ、今宿泊する前に、宿泊者の受け入れですとか、宿泊の調整ですとか、あと集金業務というのは、細々したものは職員がやっている部分がありますので、そういったものも合わせて外部化できないかということについての検討は行いたいと考えています。

逢見委員 そこはもう少し、どういう切り出し方がいいのかというのは幅広く検討してもらった方がいいと思うんですね。当初案を見たときに、宿泊施設だけ切り出してやるんだというふうに読めるものですから、もしそうでないとなれば、一番効率的なやり方がどういうものか。一般的に言えば、全部施設として一体のものであるならば、管理は一括して任せ方がいいと思います。

高田課長 そういう御意見をいただきましたので、それはちょっと検討したいと思います。

逢見委員 それから、研修業務で55あるうちの二つと、なぜ二つなのかというのがよくわからないんですね。それから、二つのうちの、例えば14ページにあるように、参加者募集、開講準備、当日運営と、この三つだけを市場化テストの対象とすると。これだと多分、民間が創意工夫して知恵を発揮する部分は全然なくて、ただ単に定型的に募集出して、当日の細々した運営をやるというだけのものになってしまうのではないかと。もう少し全体を市場化テストに出すということを考えた方がいいのではないかと。なぜこういう極めて限定的な切り出し方になっているのかがちょっとわからなかったもので、御説明いただけますか。

高田課長 結局、研修の中で政策的なものとは一般広報的な色彩が強いものを分けて、後

者について市場化テストの検討と、一言で言えばそういうことなんです、では、やっている人はすばっと担当者が分かっているのかということ、結局前者をやる人間が後者の企画もやってということになってしまうので、後者を丸ごと一人が受け持っていて、その人をぼんと出せるというものではないので、ある程度まとまって、結局少ない人数で、部長以下全部で9人なものですから、その中で先ほど言ったような施設の管理のようなことをやっている人もいれば、研修をいろいろやっている人もいます。それぞれの人が複数のものを持っていて、両方またがってしまっているものですから、こういう形を考えたということでございます。

逢見委員 5ページの で位置付けというのがあって、消費者基本法 25条の中核的機関、これはそのとおりだと思います。それで、センター法第3条の目的でやっている、ここもそうだと思います。こうした教育研修のうち、 が出てきて、これをやると言っているわけでしょう。あと53はどうなっているのか。ずっと消費者基本法 25条からやって、そういう教育研修事業という中で二つしか出てこないというのは、55のうち、なぜこの二つなのか、ほかはなぜ落とされているのかというのが、これを読んでも全然わからないんです。

高田課長 そこが5ページの下以下に書いてございますが、先ほど説明したパイオネットの情報を扱うとか、あるいは消費者関連法、最近私も一緒にやっていっているんですけども、毎年のように法律が、しかも年の途中で、臨時国会に出たりとか、この秋も経産省さん、臨時国会にいろいろ御検討されているようですけれども、そういう法律の改正とか制定とかに追いつくように、政策の一体となった研修を行わなければいけない。だから、政策的なもの、それから、内容を検討するに当たってパイオネットというセンシティブな情報を使わなければいけないというところで、政策目的のある研修については今回は対象から外して、そうではなくて、より幅広く一般的な消費者問題を啓発するというものについて対象にするということを今回検討したということでございます。

逢見委員 平成17年にやっているものを見ると、例えば消費者教育学生セミナーとか、一般市民、一般消費者を相手にしているのもあります。こういうのも対象、今の説明だとよくわかりません。要するにプロというか、相談員に専門的教育をするというのは、いろいろな法律の変化を踏まえてやらなければいけないかもしれないけれども、一般的な啓発的な教育研修もやっているのではないですか。

独立行政法人国民生活センター西経理課長 その部分は共催で実施している研修事業です。消費者教育学生セミナーと消費者教育講座は。

逢見委員 そういうのを全部出してもらって、なぜ二つなのかということ、5ページの下、これだけではよくわからないんです。5ページから6ページのできない理由として、実際に55ある中で、ほかの53が落ちたという理由をちゃんと、もうちょっときちんと説明してほしい。

黒川専門委員 では、そのところは私どもも事務局の方も調べていただいている、も

うちちょっと。

高田課長 消費者教育講座とか、共催公開講座ですね。

黒川専門委員 事実あるんですね。ですから、それをするかどうか検討していただきたいと思います。

高田課長 後で事務局にお返しすればよろしいですか。

黒川専門委員 はい。先ほどのパイオネットのところですけども、さっきからの御説明で、パイオネットの中身にアクセスするのは問題だということ、それは十分わかります。研修の企画は、地方相談員の方々に、こういうような目的を持った講座が必要だというのは、もしかするとそちらの方が決めることかもしれませんが、そこを決めた後、実際の運営についてという問題と、パイオネットの中の情報にアクセスがされるかもしれないというところがいまひとつよくわからなかったんですね。どういうことなのか。

高田課長 流れで書きますと、フロー図で見ますと、確かに企画は少なく、後の方が多くではないかという感じがするんですけども、職員の事務量から考えますと、むしろ企画の方が重くて、後のところはある意味で機械的なところもございますし、あるいはアルバイトさんみたいな非常勤の方にやっていただいているところとか、あるいは、それこそ自治体との共催だと、人集めみたいなところからして自治体さんをお願いしているようなところがあって、このフロー図が職員の作業の作業量のイメージに必ずしもなっていないんですけども、実は上の部分の方が作業量が大きいということなので、本当に下の方になると、実は地方で開催すると、それは自治体さんをお願いしているとかいうので、あまりきれいにぱっと出せないのかなと思って、悩んだ末のこの切り分けとなっております。

黒川専門委員 わかりました。逢見先生、何か追加でございますか。

逢見委員 研修については、以上で結構です。

黒川専門委員 わかりました。それでは、相模原については稼働率が大変低いということを知っておりますので。

高田課長 地方でやってほしいと、すべての人が東京に、あるいは神奈川県相模原に来るのは大変だからということになっておりまして、地方である程度開催すべしということになっていて、いや、フル稼働をさせるために全部ここでやるんだというふうにやってみればいいんですが、中期目標等の計画で。

黒川専門委員 わかります。恐らく今日の議題ではないんでしょうけれども、高田課長、ほかのところ、相模原のところは、それだったらもう要らないんじゃないかとか、いろいろ言われているでしょう。

高田課長 相模原だけではないですけども。

黒川専門委員 ええ、わかりました。ですから、先ほどおっしゃったことはよくわかりましたので、それは事務局の方と、どういうところで、相模原はどうするのかということは決着ついた後で、こちらの方に下りてくればこうなるということだと思います。それとあとは、今日のお話は、相模原とかいうロケーションという話でない問題があれば、それ

は相模原がどうなるか以外、それが決着ついたとしても残るということで御理解いただいて、12月までの間で。

高田課長 稼働率については御批判は当然だと思いますし、実は今回も今やっていることを切り分ければという発想でつくってありまして、では、今やっていないんだけど、しかもお金を追加でお支払いするわけにはいかないんだけど、民間の方がそのノウハウで、かといって営利のホテルをやられたら多分目的に反してしまうんで、そこはすごく難しいんですけども、相模原の施設を効果的に活用していただいて、かといって、もともと国民生活センターあるいはもともと税金でつくった施設で、効率的に何かできないかというのは、多分、入札のときに企画書か何か出させるんですね。私も正確に手続を勉強しておりませんが、むしろそういうところは民間の方に是非活力でやっていただきたい。ですから、一見見ると、研修も切り分けたところ少ないではないかというんですけども、むしろ民間の方の活力というのは、今やっているところを何か肩代わりしますという部分以上の付加価値というものをお願いできたらなと感じております。

逢見委員 新たな企画、提案も含めてやればわかる。

高田課長 ただ、お金は今の分に抑えなければいけないというのが一方で多分あります。

黒川専門委員 相模原の決着次第だけだね。それから、国民生活センター自体の本部、この場所も問題になっていることはないですか。

高田課長 本部は相模原です。

逢見委員 高輪にある。

高田課長 高輪の事務所。

黒川専門委員 そう、高輪の。だから、その決着次第もあるし、そちら政独委の方では結構言われていたと思うんですね。

高田課長 ただ、何があっても動く気はないと。確かにあの場所である必要はないんです。

黒川専門委員 了解しました。

高田課長 ただ、東京事務所は絶対必要という観点です。

黒川専門委員 なるほどね。では、その辺も含めて、12月までの間に、またこちらの方はこちらの方で御相談させていただく。

今日は、そのほかに商品テスト事業と広報・普及啓発事業についてもちょっと質問したいので、10分ぐらい御説明をいただけますでしょうか。

高田課長 わかりました。それでは、広報ということで、1ページでございますが、広報交流業務について、月刊誌ですとか、出版物とか、あるいはテレビというのをやってありまして、見本がお手元にお有りかと思えます。

これは当然民間の活力を活かせる、当たり前でございますが、ただ、もう既に月刊誌の企画・制作ですとか、テレビの制作とか、実務的なところはほとんどやってありまして、あとは、それこそ内容について、ほかの部との連携とか、あるいはパイオネット情報を使

うとか、そういうところがございます。勿論今やっているのをまたパッケージにして市場化テストというのは、それはあり得なくはないと思うんですが、多分こちらの会議の趣旨は、今やっていないところを市場化テストに出すことによって実績を上げるということだと思います。今出しているのを形だけ変えたというのは、かえって後で私どもも御批判を浴びるので、正しいのかなと。

それから、「たしかな目」と「国民生活」は、今二つあるんですが、整理合理化案にも書いてございますが、一冊に統合します。テレビも実は昨年から今年にかけて予算を3分の1ぐらい削られたとか、この部分は、市場化テストすると大体何年契約になるのが一般的なんでしょうか。

森山参事官 それはケース・バイ・ケースですけれども、民間が受注しやすい方向、大体3年程度が受注しやすいということであるし、1年単位でやることもあります。それは契約次第です。

高田課長 中身とか予算とかが非常に動くものですから、その面でも3年契約でお願いしても、いや、やはりやめますとかいうことになって御迷惑をかけてもいけないので、ここはもう既にやっている部分でございますので、無理無理に何かつくればできなくはないのかもしれませんが、そこでやる意味があまりないのかなと考えております。

それから、商品テストでございますが、商品テストというのは大きく分けて二つございまして、全国でいろいろな苦情、トラブルがあって、その原因について、事業者側がすぐ非を認めて交渉いただければいいんですけれども、そもそも争う場合とか、うちの責任ではないというような場合がございまして、そうした場合に、では再現テストしてみようとか、あるいは物が残っていれば、それをテストしてみようとか、そういう個々の事案に対する原因究明というテストと、もう一つは、そういう個々の事案からくる場合と、あるいはそれ以外にいろいろな情報収集をした結果、どうもこの商品は問題がありそうだなという場合に、それをテストしまして、その結果を当該事業者さんにもお伝えしますし、関係省庁にもお伝えしますし、また内容によっては発表して消費者の方に警告を出す。代表的なものは、この7月に発表しましたこんにゃくゼリーがそうなんですけれども、これを問題提起型と呼んでおります。

これらのテストの特徴として、何か基準があって検査するという、何とか検査研究所とか、何とか計量研究所さんがやっておられるような、ある程度ルールが決まっていて、それに対して一定のものを毎年かけるというものではなくて、まさに個別の問題が起こり、しかも、まずトラブルとして上がってきて、それを分析して、その上で、では、こういうテストをやってみたらどうだろうか、ある意味でメーカーさんも想定していないようなテストを場合によってはやるという内容である。あらかじめ、こんなものをやるんですよというふうに決めて、特定の検査機関と契約をしてやるものではないというものが一つと、もう一つは、この結果、あるいはテストをやることについて、事業者にとっては相当センシティブなんですね。

ある意味で、言葉はあれですけども、体を張ってテストしなければいけないというものでございます。中には圧力というのもあり得る。そういうのにも耐えなければいけない。あるいは事業者側にとっても、本当にそういうのでやられてやったんなら我々も納得します、協力しましょうと言っていただけの側の事業者の信頼、あるいは原因究明の場合だと更に消費者と事業者の争いでございますから、消費者の側からの信頼も必要であるということでございますので、この商品テスト事業というのは、勿論個々の案件について外部のテスト機関さんがやった方が効率的な場合もあって、しかも、そのテスト機関さんが、そんなテストうちではやっていませんよと最初は言っても、まあ何とかやってみましょうと言ってお引き受けいただく場合もあるので、外部の協力は得ておりますし、これからも得ていただきたい。

というのは、非常にニーズが高いのでやっていただきたいと思っておりますけれども、コアの部分について、あるいは外部でできないことについては、やはり国民生活センター自身が商品テスト事業をやる。それが消費者、事業者双方に対して信頼がある、あるいは関係省庁に対しても信頼がある、また、その結果について必要な情報の秘匿という、普通の秘密性以上に高いことがやれるという信頼感があるということで、これもちょっと個別にはいろいろお願いして外部に、実際には、この件に関してはここをお願いしてみようということとは増やしていきたいと思っておりますし、増やさざるを得ない状況ではございますが、業務としては、まとめて商品テストに出す、事業を市場化テストに出すというのはちょっと無理だなと思っております。

黒川専門委員 なるほど。ありがとうございました。ちょっとお聞きしたいんですけども、商品テストは年間大体何件あって、おたくの自前でテストしたのが何件で、それぞれいろいろな分野にまたがっているのでしょうか、いろいろなところに委託すると思うんですが、それが何件かというのを教えていただけますか。

独立行政法人国民生活センター宗林調査役 地方のセンターから依頼で実施している原因究明テストが、実績として昨年度ベースで51件実施しております。それから、先ほど課長の方からお話がありましたこんにゃくゼリーのように、早急に問題性を、商品群全体として国民に広く情報提供したり、政策提言をしたり、法律を変えたり、通知をしたりというものを12件行っております。

その12件のものにつきましては、年度ベースで予算とちょっとずれますけれども、半分以上、昨年ベースですと、12件のうちの9件にわたっては、いずれかの項目を外部機関に出しているというものになります。ただ、そのものは、今御説明もありましたように、あっ、これはこういう項目のテストが必要だねと、例えば鉛の分析が必要だねというふうに測る項目が明確にわかったときに、それを民間ベースで幾つかやってくれる機関があるものについて、それは合理化を図ってどんどん出していこうという体制になります。

もう一つの方の地方のセンターさんからの、どういうふうに使って、どこに問題があってという51件の方は、その中の、例えば強度が低いのではないのとか、単一的に破面を見



て、これはどういう原因なのということで明確になっているようなものについてだけ、外に出せるところは出しているということで、51件のうち15件が外部機関に出した項目を含んでいるものになります。

黒川専門委員 なるほど。

高田課長 補足いたしますと、今何件中何件といった場合、何件の分は丸ごと外に出しているというのではなくて、ある事案があって、問題がありそうなんだけれども、どこが問題があるかわからない場合、例えば国民生活センターで全体的なテストをやって、ここがというふうに当たりをつけて、では本当にそれが含まれているのか外部にお願いするというような部分もございます。そこは丸ごと全部というよりは。

独立行政法人国民生活センター宗林調査役 例えば、使ったら全身に湿疹ができてしまったというような化粧品が持ち込まれた場合に、それが何であるのかを全部丸ごと出すというところは無理でございます。どういう状況で使われて、地方の消費者窓口とか行政機関から、どういう状況なのか、商品、何が問題ありそうなのかをまず私どもの方で、中に入っているもの、どんなものの可能性があるのか、本人のアレルギーの問題なのか、過剰に使った使用上の問題なのか、いろいろなことを調べて、あっ、これは鉛が入っているらしいとわかったら、わかった項目の箇所をやってくださる定型的なところにお出しするという流れにしかなり得ないということです。

黒川専門委員 なるほどね。そうすると、63件が多いか少ないかは問題ですけども、中立的に話すと、いろいろな分野にまたがっていますね。まずは何に問題があるのかがわからないからという、そのとおりだと思うんですが、商品テストのところ、センターの方には何人ぐらいの方々がまずは携わっていらっしゃいますか。

独立行政法人国民生活センター宗林調査役 今年度、21名。昨年度は25名で資料を出しておりますが、今年度は21名でやっております。

黒川専門委員 その方々はフルタイムですか。

独立行政法人国民生活センター宗林調査役 フルタイムでございます。その中に管理職が部長も入れまして4～5名入っておりますけれども、16～17名の現場の職員です。

黒川専門委員 16～17名で、どんなような、例えば博士号、いろいろな分野がね、これは大変ですよ。16～17名はどういうような専門の方々ですか。

独立行政法人国民生活センター宗林調査役 大きく分けて3チームに分かれておりまして、見ただけではわからない食品化学品みたいな、体の中に入ってどうかというものを見るチームと、あとは車関係とか機械というものをやっているチームと、あとは電気関係、住居品というものをやっているチームに分かれています。それで、修士の比率を細かく持ってきておりませんが、多分半分ぐらいが修士卒、例えば食品のチームですと、すべてをやるというよりも、その機械の分析、その分野に強い人間が横断的にそのものを当たるという形で、専門分野をその中でも分けて、全部で、トータルでそのものを仕上げていくというやり方でやっております。

黒川専門委員 なるほど。そうすると、63件が来て、それで3チームに分かれて、まず5～6人のチームの方々が検討して、それで、この辺かという当たりをつけて、でも、このぐらいの規模だと、すべての検査道具をそちらが持っているわけにはいきませんよね。ですから、ここについてはこのところに委託をしようと、そういうような感じで進むわけですか。

独立行政法人国民生活センター宗林調査役 そうです。

黒川専門委員 そうすると、仮の話で、私も留学していたとき、20年ぐらい前に「コンシューマーズ・レポート」を面白かったので毎月のようにとっていたんですけども、あれはとても詳しいし、今日の御説明だと、何なんでしょうね、メーカーの想定外なのか、あるいは問題提起型も結構あったと思うんですけども、難しいですね。でも、結構面白く、消費者としては勉強になって読んでいる。だから、ああいうものをもし日本で、この広報とも合わせるんですが、これと比べると、私はこれをお金を払って読もうという気にはならないんですけども、ああいうものはすごく、皆さんも御存じだと思うんですけども、それを目指すとすると、今の体制をどういうふうにしたらいいんでしょうか。

高田課長 それは、実は昔やっていたんです。比較というのを、まさにああいう、商品比較して、どの買い物がいいかというのを。前回の特殊法人の整理合理化の中で、それはやめなさいと言われて、やめざるを得なくなった。昔はやっていたんです。

黒川専門委員 そうですか。それはとても残念でした。

独立行政法人国民生活センター宗林調査役 そうです。ですから、身体・生命に直結するような安全性に関わるものをまず最優先に受けましょうということで、それから少し広げたものでは、国民の、高齢者の問題だったり、環境の問題だったりというような、かなり公益性のあるものだけに絞って今はやっているというのが実態でございます。

高田課長 問題のあるものをやるということで、お買い物参考的なものはやめることになってしまったと。平成13年ですかね。

黒川専門委員 なるほど、そういうことですか。

独立行政法人国民生活センター宗林調査役 ただ、そういう需要は、国民の方からも、あるいは公正取引委員会、あるいはいろいろな方からも要望は聞いているので、やりたいと思っている部分はありますけれども、とりあえず優先度は、安全性にということです。

黒川専門委員 わかりました。それでは、もっとお伺いしたいんですが、時間もありませんので、広報のところ、そちらも、これがどの程度、国民から受けているか受けていないかはもう御存じだということで、これを合わせるんですか。これを一冊にするということですか。

高田課長 はい。

黒川専門委員 ということなんですけれども、ここについて、先ほどはちょっと不可能とおっしゃっていましたが、テレビ番組から消費者啓発リーフレット、暮らしの豆知識、これを全部ひっくるめて広報交流事業を民間に委託する、3年ぐらいをめどに、ともかく

我が法人のやっていることを国民に的確に、忠実に、しかも効率よく知らせてよとお願いしてやるということは不可能なんですか。先ほどの話だと、まだちょっとよくわからなかったんです。

高田課長 広報交流というのは、別に国民生活センターを宣伝しているとか、国民生活センターのやっていることをというよりも。

黒川専門委員 いや、そのやっていること、ですから、この中身を。

高田課長 消費者啓発の未然防止、拡大防止という政策的なものでございますので、そうすると、政策的なことについて関係省庁と連絡をとったり、先ほどのパイオネットによって事例を分析したりというところは、いずれにせよ、そこまでは民間の方というわけにはいかない。逆に言えば、今はそれをやっている人たちがほとんどで、民間がやっているところはもう民間にお願いしております。勿論民間がやっているところをパッケージにするというのは理論的にはあるのかもしれませんが、ただ、それが効率的なのか。

黒川専門委員 今までこれは、見てみると、そちらがやった検査の内容を広報しているわけですね、こういう結果が出ましたとか、そういうことではないんですか。

高田課長 そういう部分もございますけれども、やはり最近の悪徳商法。

黒川専門委員 ありますよね。テスト、スイッチ付テーブルタップ、ミニカップタイプのこんにゃくゼリー、こういうのは結果ですね。だから、60 数件の結果、この中には反映されるんでしょう。

高田課長 勿論、今まではその中に載せていました。

黒川専門委員 そうですよ。だから、さっき私が言ったのは、これを見て、どのぐらい国民がこれを読んだか。これは何部ぐらいでしたか。どういうところに配っているんですか。

独立行政法人国民生活センター加藤広報室長 「たしかな目」は平成 18 年度実績で毎月約 2 万部ぐらいです。

黒川専門委員 どういうような配り方をしていますか。

独立行政法人国民生活センター加藤広報室長 主に有料で、定期購読で読んでいただいています。

黒川専門委員 定期購読ですか。私が言ったのは、もしとてもすばらしい、安全に対する重要なテストをしたとするならば、1 万何千部でもいいですけども、それがもっともっと魅力的な体裁、あるいはメディアで国民に情報が流れるということはすばらしいことですよね。

高田課長 ですから、今回統合しますので、また、どういうものがより国民に対して PR できるかというのは当然入札をすることになるんです。

黒川専門委員 その時にテレビも含めて。

高田課長 いや、テレビは別です。

黒川専門委員 では、これだけは、この装丁から名前から全部民間に任せるということ

ですか。入札ということは、中身の毎月の企画。

高田課長 企画は、やはり内容部分についての。

黒川専門委員 中の部分の、このテストのところは、この材料は入れてよねと、それは当たり前ですね。材料提供だから。だけど、この全部の企画。今の民間に任せるといのはどの程度の話ですか。

高田課長 ですから、内容の基本的な方針は国民生活センターの方でやっておりまして、ただ、それを冊子に仕上げていくという過程は民間の創意でございます。あと、そもそもの、毎号変わるわけではない雑誌全体の構成というか、デザインといいますか、そこは民間の創意でございます。どちらかといいますと、毎号どの内容をやるのかというのを、民間が創意といっても、やはり政策目的というのがございますので、1年先までこれをやりましょうと決めるわけにもいかないものですから。ですから、おっしゃるようなことは既にもうやっているんです。

黒川専門委員 おっしゃることというのは、私のイメージが本当に伝わっているかというのは、中身のコンテンツは、核になるものはあると思うんですけども、それをどのくらい普及するか、あるいはいいものを作ってらっしゃるとおっしゃっているわけだから、それがどのくらい国民の中まで、今1万数千部だったら、10万部売れたのは国民にとってはいいことですね。もしこの検査をやっているということであれば、知ってほしいということであれば。その時に国民は、どういうものだったら読みやすいとか。

高田課長 どういうものだったら読みやすいかという、デザインとか。

黒川専門委員 デザインからメディアから企画、すべてね。それから、販売ルート。

独立行政法人国民生活センター加藤広報室長 外注はもう既に実施しています。ですから、企画の部分については、やはり国民生活センターという立場がありますので、中立性とか公平性とか、政策目的の部分とかという意味で、企画とか原稿のチェックとか、そういった辺りは国民生活センターで責任を持ってやっておりますが、その見せ方、それから写真を撮るとか、どういう体裁にするか、デザインを、表紙の色を何色にするのかとか、そういうものは民間に、はっきり言ってプロに任せているのが実情です。

高田課長 先生おっしゃるようなところはもう既にやっております。ばらばらに、個別に言っているというのはあれですけども。

黒川専門委員 私が言っているのは、それがこの市場化テストになじむのかどうかわからないけれども、今言っているのは、そうすると、コスト中心点まではやっているということ。プロフィット中心点というか、これが10万部売ってしまったら民間もうれしいですよという、そういうところまで任せるとかという話になるんです。要するに、中身については、これだけは絶対民間に。

高田課長 お前は何部売れと。

黒川専門委員 いや、売れというか、民間が手を挙げるとすると、こういう「国民生活」というコンテンツは維持しつつ、最低こういうのは入れてよね、あとは全部任せるとか、

あとは全部手を挙げてご覧と。要するに、「コンシューマーズ・レポート」とは、さっき言ったから、比較テストはできなくなったとはいえ、安全に関するもので全部やって、それで採算合わせてご覧、あるいはもっともうけてご覧、手を挙げる人がいますかとか、そこまではやっていないでしょう。そういうイメージを持っているんだけど、それは不可能ですか。

独立行政法人国民生活センター加藤広報室長 それは難しいです。正直言って、民間の方というのは公平性とか中立性という観点に欠けて、訓練されていないことが非常に多いんですね。例えば携帯とかでも、今3社ありますね。例えばある会社がいいことをやっていた。そうすると、その会社だけを取り上げて、その他のライバル会社が似たことをやっても、そこまでは調べていなかった、というような傾向がありまして、そういう意味では国民生活センターの雑誌にはふさわしくないというところがどうしても出てきてしまうのです。

高田課長 おっしゃるような、より売れる本になるように考えてほしいというのは、レイアウトとか企画とか、そういうときに出してもらって検討するということは当然やりたいと思います。先生の貴重な御意見なので、やりたいと思います。ただ、それは、逆に言えば今国民生活センターの職員もできていないところがございますし、そこをやったからといって国民生活センターの職員が減らせられるというものではありませんので、それは市場化テストとしてはちょっと難しいと思うんです。ただ、おっしゃられたような視点は貴重な御意見として、いずれ統合した雑誌をこれからどういうようにつくるかというのをやっていかなければいけませんので、そういうときに民間の創意工夫というのを活かしたいと思います。

黒川専門委員 わかりました。逢見先生、済みません、お待たせしました。どうぞ。

逢見委員 まず商品テストについての整理合理化案で、関係機関との連携、外部化を図り、企画立案業務で重点化するということを示しています。要するに、これからもっと外部化を進める。企画立案重点化ということと、今回の市場化テストができないということと、どうもつながらないんですけれども、どういうふうに考えているんですか。

高田課長 だから、重点的なネットワークの中核機能を果たすという業務は民間では当然できないというふうに説明したつもりなんです。

逢見委員 センターの業務としては企画重点化の方向なんでしょう。実際の商品テストをやる部分は外部化しようとしているんでしょう。違うんですか。

高田課長 ですから、個別の事案については、それぞれごとに、先ほども御説明しましたように、どういうのが問題があるかというのを一回、大がかりなテストをやってみた上で、更に外部でやっていただくとか、そういう外部にお願いするところは今後増やしていきたいと思っていますというか、ニーズがすごく多いので増やさざるを得ないのですが、そのコアになる企画あるいはメインのテスト事業に関するところ、まさにそこを充実させて、外部でできるところは外部でやりましょう、企画立案というのは別に文章を書くだけ

の企画立案ではなくて、この部分を外部に出しましょう、あるいはここが怪しいから外部に出しましょうという、まさにそこまで含めた企画立案でございますので、そのまさに重点化する部分というのは、さっき私、あるいは担当から御説明しましたように、これは民間ではできないと考えております。

逢見委員 だから、外部に出すものは出しましょうということは、資料の 18、19 に商品テストで委託している例があるけれども、全部委託方法が随契ですね。これは今後どうするんですか。随契のままですか。

高田課長 検査のこの特殊な一個一個を競争というのは、ちょっと考えにくい。

独立行政法人国民生活センター宗林調査役 あと一つはスピード。時間的にも原因究明を、重大な事故が起きてから、結果を出して、何らか返す、あるいは再発防止のための一刻も争うというような、少しでも早く答えを出したいということがあります。

高田課長 あともう一つ、やっていることを秘密にしたいというのもあるんです。

独立行政法人国民生活センター宗林調査役 それはそうですね。

高田課長 知られたら困る。恐らく最近はないと思うんですけれども、やっていること自体、潰しにかかる場合もあります。いや、国民生活センターの表にだけこっそり掲示して一般競争に回しましたというのなら別ですけれども、幅広く競争をかけるというにはちょっとなじまないと思います。何せ、それぞれについて、結果によっては事業者がダメージを受ける可能性がある。

逢見委員 例えばスプレー缶の測定とか、そういうのは別に特定業者に圧力をかける話でもないではないですかね。

高田課長 スプレー缶の業者さんはそんなことはしないのかもしれませんが、仮にスプレー缶が破裂して危険だという情報を流されたら困る、そんな業者は本当に困るんですけれども、そんな業者がいて、その業者に対して、事前にそういうテストを国民生活センターがやろうとしていることを知らせるわけにはいかないんです。そういう世界なんです。だから、普通の検査というのは恐らく商品をおつくりになる事業者さん自身が、それが適正かどうか、あるいは何か認定されるかどうかというのを自分のために検査される。ところが、国民生活センターの商品テストというのは、事業者にとって基本的に嫌な検査なんです。しょうがないんですけれども。だから、中立性、秘密保持性も要求されますし、そもそもそんなことをやっているというのが事前に漏れること自身がまずい場合もあり得る。

黒川専門委員 それは委託先、受託したところに迷惑がかかるんですか。だから、受託先の方が、うちで検査することが公になること自体に圧力がかかるのか。

高田課長 両方あります。国民生活センターそのものもありますし、極端に言えば内閣府にだってあります。

黒川専門委員 それはそうかもしれないけれども、先ほどの秘密、業者さんは嫌だ、それはわかるけれども、私の専門からすれば監査などもそうですよ。みんな企業は嫌でしょ

うけれども、どこに監査してもらっているとか、むしろそれが公になる。

高田課長 監査をすることはある意味で当たり前ですよ。この場合は、国民生活センターがこういう商品にこういう問題があるとねらいをつけて検査をしているということ自体が事前に漏れては困るということです。

黒川専門委員 何ですか。

高田課長 ですから、それが漏れたら困ると、自分のところの企業が。

黒川専門委員 それはシグナリング効果がもう既にあるということですか。国民生活センターがその商品を検査し始めたということ自体で、もうその商品の中身が怪しいぞという、そういうシグナルが世の中に発信されるということですか。

高田課長 発信されるということその企業が気にする場合。

黒川専門委員 企業はそもそも、そういう事実がなかったら国民生活センターが検査したけれども、全然問題なかったと言ったら。

逢見委員 何も問題なかったと。

黒川専門委員 そう、だから、全然ね。

高田課長 ハッピーな場合もあるんですよ。

黒川専門委員 いや、ハッピー、ハッピーではないではなくて、企業が困るというのは、もう既に原因があるからですね。原因があるのに、企業が困るから、それは内緒というのは私にはよくわからない。全然やましいところがなかったら、いいですよ、どんどんやってくださいと。

高田課長 そんな企業ばかりではないですよ。皆さんがそうだったら。

黒川専門委員 そうではなくて、論理的に言っているんです。

独立行政法人国民生活センター宗林調査役 済みません、ちょっと違う観点にいくべきなんでしょうけれども。

逢見委員 さっきの説明だと、国民生活の生命や何かに関わる重大なものに特化してやりなさい、そういうものについて、こういう商品を検査することがなぜ事前に漏れたらいけないのかというのがよくわからない。かえって、むしろ効果として意味があるのではないですか。

独立行政法人国民生活センター宗林調査役 事例からしかお話できませんけれども、裁判事例になったもの、調停になっているようなものの当該機種、あるいはそれに近いようなものが持ち込まれた場合は、実際には民間で受けてくださるところを探しても、受けてくださるところは、そういう情報が出ているものについてはほとんどないのが実情です。そういうものについては受けられませんと。うちの場合は、その結果がどこに出て行くかわかりませんし、調停、裁判所に出て行く可能性もあるので、そういう意味で、先ほど言いましたように、公定法があって価格表があるようなものは勿論どこでもやってくださいますけれども、そういう微妙な問題については受けてくださらない例もいっぱいあるというのが一つと、それから、先ほどのスプレー缶のところちょっと戻って御説明しますけ

れども、例えばこれは5万8,000円の随契です。こうなりますと、先ほどの企画立案のところではなくて、あっ、これは酸素濃度を測ればいいんだ、それが問題なんだなとわかったところまで私どもでやって、これをどこかにお願いするという例なんですね。そうしますと、そこから入札みたいに説明をしたり何なりというよりは、定価表があるところで、見積もり合わせですから、何社か入れていただいて、一番安いところに出して答えがすぐ返ってきて、すぐ依頼者に結果をお返しして、少なくとも次の爆発とかを防ぐという形で、早急に進めた方が合理的といえますか、合理的という言葉がいいのかわかりませんが、効率的であり、この流れの中では適切かなと思うのです。

黒川専門委員 わかりました。これは安いものね。5万8,000円のはいいとして、まあ2,000円というのものもあるし、金額で考えるということはありませんけれども、随意契約かどうかはちょっと置いておいて、先ほどの問題はちょっと深刻です。

高田課長 そんなにしょっちゅうこうした事例があるわけではないんです。

黒川専門委員 いや、ちょっといいですか。考え方としてボンディングというのものもあるわけです。要するに、自らが何か検査をしていただいて、100%大丈夫でしたよということが出たら、そのメーカーさんが100%大丈夫だと思っていたら、むしろ検査してくださいと。その方がお墨付きが出るわけですからね。むしろ自ら望んで検査してくださいよと、こういうのっておかしくはないんですよ。やましいところが全くなければ。それをボンディングといって、自己規制とか、そういう仮説としてあるんです。例えば企業でも、やましいところがなかったら、強制監査されなくて、自ら監査してくれと、これはボンディング仮説というものなんです。だから、世の中だんだんそういうふうになってきている。

高田課長 先生、申し訳ありません、私がちょっと強調し過ぎたんだと思います。私自身、個人的なトラウマがあったのでちょっと強調し過ぎましたので、説明はむしろ担当の方のものです。実は、20年ぐらい前なんですけれども、だれもが知っているような企業がテストのことについて、社長が局長のところへ来て圧力をかけるということを経験しておりますので、それがかなり染みついているものですから、ちょっと強調し過ぎてしまいました。

黒川専門委員 それは20年前だからね。今の時代はね。

高田課長 実際にあります。

独立行政法人国民生活センター宗林調査役 しょっちゅうあります。

黒川専門委員 今でもあるんですか。

独立行政法人国民生活センター宗林調査役 あります。何日か前もそういう対応に追われていたりとかというのは。発表した後もそうですけれども。ですから、例えば原因究明の場合は、相談処理の解決のために地方の行政機関から受けておりますので、相談処理のところに影響を及ぼさないように、その商品の客観的な結果を出すという役割を私たちは担っています。ですから、そのメーカーの、これがどうか何とかというよりも、そのものが当該の商品群の中で特に問題があるかどうか、そのもの自体が構造上、あるいはどこ



かに欠陥がないかということ客観的に見るということが私どもの業務ですので、そういう観点から、当該事業者と直接連絡をとったりということは原則しないで、そのもの自体をきちんと見ていくという業務をやり、その結果を相談処理していらっしゃる行政機関にお返しするというのが原因究明の流れであります。

黒川専門委員 なるほど。そうすると、受託する検査機関の方にも圧力がかかる可能性があるということですかね。今の話を聞いていると、そちらにもあるということは。

独立行政法人国民生活センター宗林調査役 それは結果が出たものに対してはものすごく反応が強いのでいろいろありますけれども、受託機関の方は、調停になっていたり裁判になっていたりするものについての同種事例については、原則は受けてくださるところはない、断られる可能性が結構高いです。例えば電磁波の問題であったり、シックハウスでどうこうなってしまったというような公定法がきちり決まって、ここまであれば絶対だめですよという判断基準がないものも結構ありますので、そういったものは受けてくださるところはなかなか。

黒川専門委員 ないというのは、それは検査に。

独立行政法人国民生活センター宗林調査役 結果責任を負えないということです。

黒川専門委員 なるほどね。

独立行政法人国民生活センター宗林調査役 ですから、さっきのフローチャートにもありましたけれども、そこで外部機関で定常的におやりになっている項目がありますね。いろいろなところからお受けしていて、方法が決まっていて、結果がきちんと出せると、経験があるようなものについては、私どもも定価表に従って、見積もり合わせを行って一番安いところにどんどん出していく。それは早急な流れにもなりますので、どんどんやっていく。

あとは、身体・生命に関わるものと、先ほどの整理合理化計画のところ書かれていたものについては、コラボレーションということで、例えば病院の先生とか大学とか、そういったところとの連携が必須になってきておまして、お金がかかるかからないは別として、そういったところの協力、あるいはほかの独法との情報共有であるとか、そういうことをやっていくということを整理合理化案の中に書かせていただいたということです。ですから、何もかも全部外部化してということではない。

黒川専門委員 済みません、この委託先一覧は、これは公表されているんですか。後でわかるんですか。私たちは非公表データをもっているんですか。後になっても非公表なんですか。どこに検査を委託したということは。

独立行政法人国民生活センター宗林調査役 一定額以上のものは勿論公開されています。

黒川専門委員 先ほどの話で、事前に漏れてはだめだという話ですかね。それとも名前が出る出ないではなくて、この随意契約になると、済みませんけれども、そちらで何とかやってくださいよとお願いして頼んでいるというイメージでおっしゃっていますか。一般競争ではできないというのは、名前が出ないかどうかという話ではなくて、引き受けると

ころがないから、こちらが頭を下げているということですか。

独立行政法人国民生活センター宗林調査役 今は二つのことが混在しておりますけれども、一つの方は、先ほどの規格基準がなくて、私たちがこういう方法でやらなくては、こういう工夫をしてやらなくてはいけないようなものについては、その方法でやってくださるところはなかなかないということです。そこは定常的にそれをやっていないですからという意味です。

黒川専門委員 すり合わせが必要だということね。

独立行政法人国民生活センター宗林調査役 すり合わせも必要ですし、場合によってはそれが重大な社会問題になっているような訴訟例があったり、こんにやくゼリーもそうですけれども、そういったものについては、うちでは結果責任が終えませんとおっしゃるところも多いです。

そして、公表されているかどうかは、2年ほど前、独法に対して、全体で総務省からの指摘によって出ました、一定額以上のものは公表しなさいというものに従って結果を公表しているということでもあります。

黒川専門委員 その場合は、事後的には公表されても、事前にはやはり公表すべきではないと考えるわけですね。先ほどからの文脈で言えば。

独立行政法人国民生活センター宗林調査役 例えばスプレー缶の酸素を5万8,000円でやりますと。

黒川専門委員 これは金額が小さいから非効率でしょうけれども、高いものでね。

独立行政法人国民生活センター宗林調査役 原則として、入札の金額に達するものは勿論事前に入札もかけております。

黒川専門委員 そうなんですか。

逢見委員 それは一般競争入札ですか。

独立行政法人国民生活センター宗林調査役 一般競争入札によってです。

逢見委員 全部随契になっているから。

独立行政法人国民生活センター宗林調査役 これは小さい額ですよ、15万とか。

黒川専門委員 でも、一つあるね。でも、これは印刷。

逢見委員 印刷でしょう。

黒川専門委員 ないね。

逢見委員 商品テストは全部随契です。

黒川専門委員 だから、そうすると、話が。

独立行政法人国民生活センター西経理課長 基本的には国と基準を一緒にしていますので、一定額以下のものは見積もり合わせによる少額随契等ということになっておりまして、テストでやっているものについては基本的にはほとんど少額随契で見積もり合わせ等によって実施されています。

黒川専門委員 だったら、先ほどからの難しい話ではなくて、金額が小さいからという

ことですね。

独立行政法人国民生活センター宗林調査役 ええ、金額が少ないですので随契で行っている。

黒川専門委員 そうすると、難しい話は全部キャンセルで。

独立行政法人国民生活センター宗林調査役 ごめんなさい。この金額の中なので素早く結果を出すということです。

黒川専門委員 そういうことだそうです。

高田課長 済みません、昔の話を思い出したので、ちょっと余計なことを言ってしまいました、そういうことでございます。

独立行政法人国民生活センター宗林調査役 ただ、私どものテストのことはマスコミにも沢山報道されることもありまして、そういう意味でのメーカー対応は実はリスクとしては割と大変なものです。ですから、なおさら事前には中立公正を保って、事業者等とはどこともなるべく連絡を取らずに、研究者等ちゃんとしたところだけと情報交換をしながらきちんとしたものを出していく、その結果責任は全部、私たちは実名で出して追っておりますので、あと訴訟されるのも私たちということでやらせていただいております。

黒川専門委員 なるほどね。逢見先生、いいですか。

逢見委員 はい。

黒川専門委員 今日の話は無駄ではなかったと思うんです。いろいろそちらの状況もわかりましたので。また少し広報業務と商品テストについて、どこまで民間の知恵とか活力と、そちらのノウハウと、それから使命ですよ、これがすり合わせができるのかということについてはもう少し考えさせていただく、またその時に御相談させていただくということで、今日のところはひとまず。

高田課長 ありがとうございます。

黒川専門委員 開始時間も遅れて申し訳ございませんでした。また、長くお話いただきまして、どうもありがとうございました。

(独立行政法人国民生活センター関係者退室)

黒川専門委員 それでは、本日の施設・研修等分科会はこれで終了いたします。